

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
慶應義塾大学法科大学院	2017 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	＜変更前＞	＜変更後＞
教育内容・方法・成果	2－2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「専門職」第6条）。	法曹として備えるべき基本的素養の水準に関しては、当該法科大学院独自の「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」が策定されるとともに、各授業科目がこれを満たす内容とされていた。	民法等の法令改正にあわせて「慶應義塾大学大学院法務研究科における『固有の到達目標』（第一次案）」が「第一次案2018年度補正版」に改定され、この内容を2019年度のシラバスに反映すべく周知が図られた。
	3－1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。	2017年5月1日時点における専任教員数は49名であり、必要人数である44名を上回っていた。また、この49名はいずれも1専攻に限り専任教員として取り扱われていた。	変更後（2018年5月1日時点）における専任教員数は47名であり、必要人数である44名を上回っている。また、この47名はいずれも1専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	3－2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	2017年5月1日時点においては、専任教員のうち45名が教授であり、全体の半数以上を占めていた。	変更後（2018年5月1日時点）においても、専任教員のうち45名が教授であり、全体の半数以上を占めている。
教員・教員組織	3－4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	2017年5月1日時点における実務家教員数は17名であり、法令上の基準を満たしていた。	変更後（2018年5月1日時点）における実務家教員数は18名であり、法令上の基準を満たしている。

	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	2017 年 5 月 1 日時点においては、公法系 4 名（憲法 2 名、行政法 2 名）、刑事系 9 名（刑法 4 名、刑事訴訟法 5 名）及び民事系 22 名（民法 11 名、商法 7 名、民事訴訟法 4 名）の専任教員が配置されており、適切な状態であった。	変更後（2018 年 5 月 1 日時点）においては、公法系 4 名（憲法 2 名、行政法 2 名）、刑事系 9 名（刑法 4 名、刑事訴訟法 5 名）及び民事系 21 名（民法 12 名、商法 7 名、民事訴訟法 2 名）の専任教員が配置されており、適切な状態である。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価の時点においては、法律基本科目の 73.9%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の 64.8%を専任教員が担当していた。	変更後（2018 年度）においては、法律基本科目の 80.6%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の 45.5%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか（「専門職」第 20 条）。	認証評価の時点においては、①法学未修者コース、②法学既修者コース（6 科目入試）及び③法学既修者コース（学部 3 年次生 4 科目入試）のいずれにおいても適性試験の成績を評価の対象としていた。	2018 年度に行われた入学者選抜では、適性試験が実施されなかったことから、各コースにおいて配点割合や提出資料に変更がなされた。
	4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	直近 2 年間の実質競争倍率が法学未修者コースでは 2 倍未満となり、法学既修者コースでも 2 倍をわずかに上回るまでに低下していた。	2016 年度から 2018 年度に実施した入学者選抜においては、法学未修者コース、法学既修者コースともに実質競争倍率 2 倍以上を確保している。